

圧延鋼材等の製造方法の承認に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 K 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

圧延鋼材等の製造方法の承認に関する事項

改正理由

- (1) 鋼以外の材料の管の製造方法の承認に関しては、明文化された規定がないため、鋼管の製造方法の承認規定に倣い、取扱っている状況であった。
今般、鋼管の製造方法の承認に関する規定を鋼以外の材料で製造された管に準用できるよう関連規定を改めた。
- (2) ボイラ用圧延鋼板等の製造方法の承認試験として、高温特性試験（高温引張試験及びクリープ試験）が要求されている。しかしながら、これらの製品の実績はこれまでに十分にあり、特段、高温特性強度が問題となることが報告されていないことから、承認試験項目から高温特性試験を削るよう関連規定を改めた。
- (3) 製造方法の承認の更新時には、製造実績に関する資料として、ヒストグラム形式又は統計処理によりまとめたものの提出を要求しているが、製品出荷時に製品検査を実施しているとともに、更新時には、本会の承認品の製造実績がない場合、他船級の承認品を含めた類似製品（グレード、化学成分等）の出荷状況をまとめたものが提出されることを考えると、必ずしもこのような資料の提出が必要でないと考えられる。
このため、製造方法の承認の更新時において、製造実績に関する提出資料を柔軟に対応できよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 鋼管の製造方法の承認に関する規定を鋼以外の材料で製造された管に準用できるよう改めた。
- (2) 製造方法の承認試験項目から高温特性試験（高温引張試験及びクリープ試験）を削った。
- (3) 製造方法の承認の更新時において、従来要求していたヒストグラム形式又は統計処理によりまとめた製造実績の提出資料を簡略化できるよう改めた。